

「災害時等における協力体制に関する協定書」をJCBA東海地区協議会と締結 ＜臨時災害放送局の開設・運用にあたっての協力体制を強化＞

総務省東海総合通信局(局長:長塩 義樹)と一般社団法人日本コミュニティ放送協会(JCBA)東海地区協議会(会長:久田 五海(浜松エフエム放送))は、令和3年3月10日、東海総合通信局(名古屋市東区)において、大規模災害時等に被災者に対して避難者情報や安否情報、ライフライン(電気・ガス・水道・電話)の被害・復旧情報、支援物資の情報などを放送する「臨時災害放送局」の開設に関する協定を結びました。

臨時災害放送局は災害時に自治体が開設するFMラジオ放送局です。この協定では、臨時災害放送局の開設時に課題となっていた、設備の設置、放送局の運用、アナウンサー、放送用素材の編集等について、協議会の加盟社が可能な範囲で人材や技術面をサポートする体制を明確化したものです。

協議会には、東海4県(岐阜、静岡、愛知、三重)のコミュニティFM局30社が加盟しており、総合通信局の対象地域にあるすべてのコミュニティFMと災害の協力体制を結ぶのは初めて。10日の協定式では、東海総合通信局の長塩局長と協議会の久田会長が協定書を交わしました。

東海総合通信局の長塩局長は「今後は、臨時災害放送局の開設・運用の手引きを策定公表し、自治体・協議会の共同訓練を実施し、より実効性を高めてまいりたい」と話しました。協議会の久田会長は「本当に良い機会を与えていただいた。一つ一つのFM局は小さいがお互い助け合い、引き続き災害時にはいち早く市民へ情報提供ができるよう努めてまいりたい」と話しました。

東海総合通信局では、引き続き、災害時における通信・放送の確保や早期復旧、平時には災害に強いICTインフラの整備支援に取り組んでまいります。

お問い合わせ先:放送部放送課 052-971-9313



写真:協定式(左から JCBA東海地区協議会 加藤副会長(鈴鹿メディアパーク)、久田会長(浜松エフエム放送)、東海総合通信局 長塩局長、今井放送部長)



写真:臨時災害放送局用機器

住民への情報伝達支援「臨時災害放送局用機器の貸与」

◆ 臨時災害放送局とは

- ・ 災害が発生した場合に、地方公共団体等が住民への情報伝達手段として、臨時かつ一時の目的のために開設することのできるFMラジオ放送局です。
- ・ 地域ごとのきめ細かい災害情報を提供することにより、被害の軽減や被災者の生活支援に役立てることができます。

◇ 臨時災害放送局により住民に提供する情報（例）◇

- ・ 避難者情報、安否情報
- ・ ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の被害・復旧情報
- ・ 支援物資の情報、給水、炊き出し、入浴施設等の救援情報
- ・ 被災者支援情報（仮設住宅や義援金の手続等）
- ・ 生活情報（病院の診療時間、商店・ガソリンスタンド等の営業の有無、入浴情報等） 等



◆ 臨時災害放送局用機器 ◆

- ・ 総務省では、臨時災害放送局用 機器一式（アンテナ・送信機等）を全国11の総合通信局等に配備。
- ・ 災害時、地方公共団体等からの要請を受けて無償で貸し出します。
- ・ 平時にも、防災訓練や電波伝搬調査(*)等への貸し出しも可能です。

(*)平時にエリア調査を実施しておくこと災害時に速やかに開設できますので、ご相談ください。

連絡先・問い合わせ先

総務省 東海総合通信局 放送課

名古屋市東区白壁1-15-1

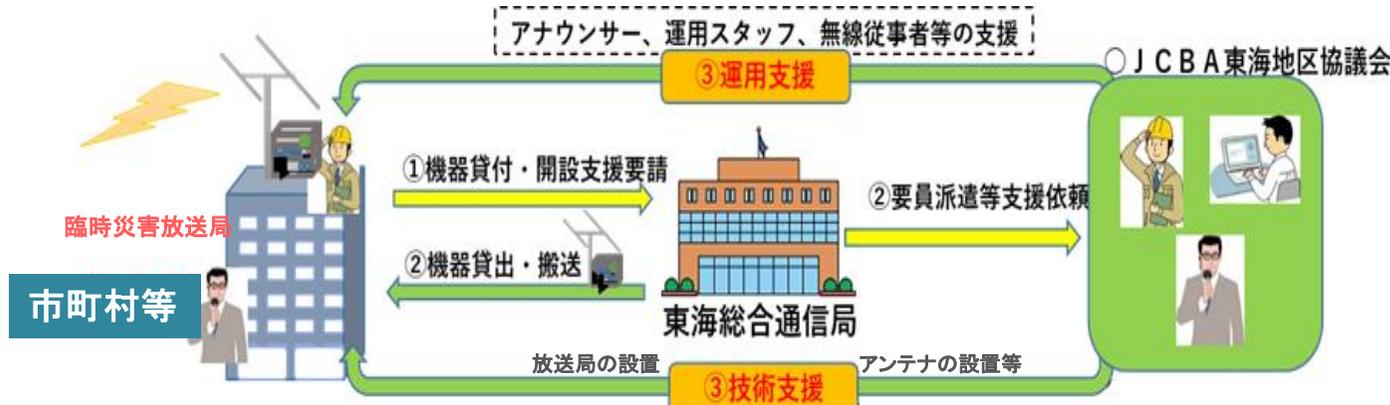
☎052-971-9198 【休日・夜間等】090-6618-8374



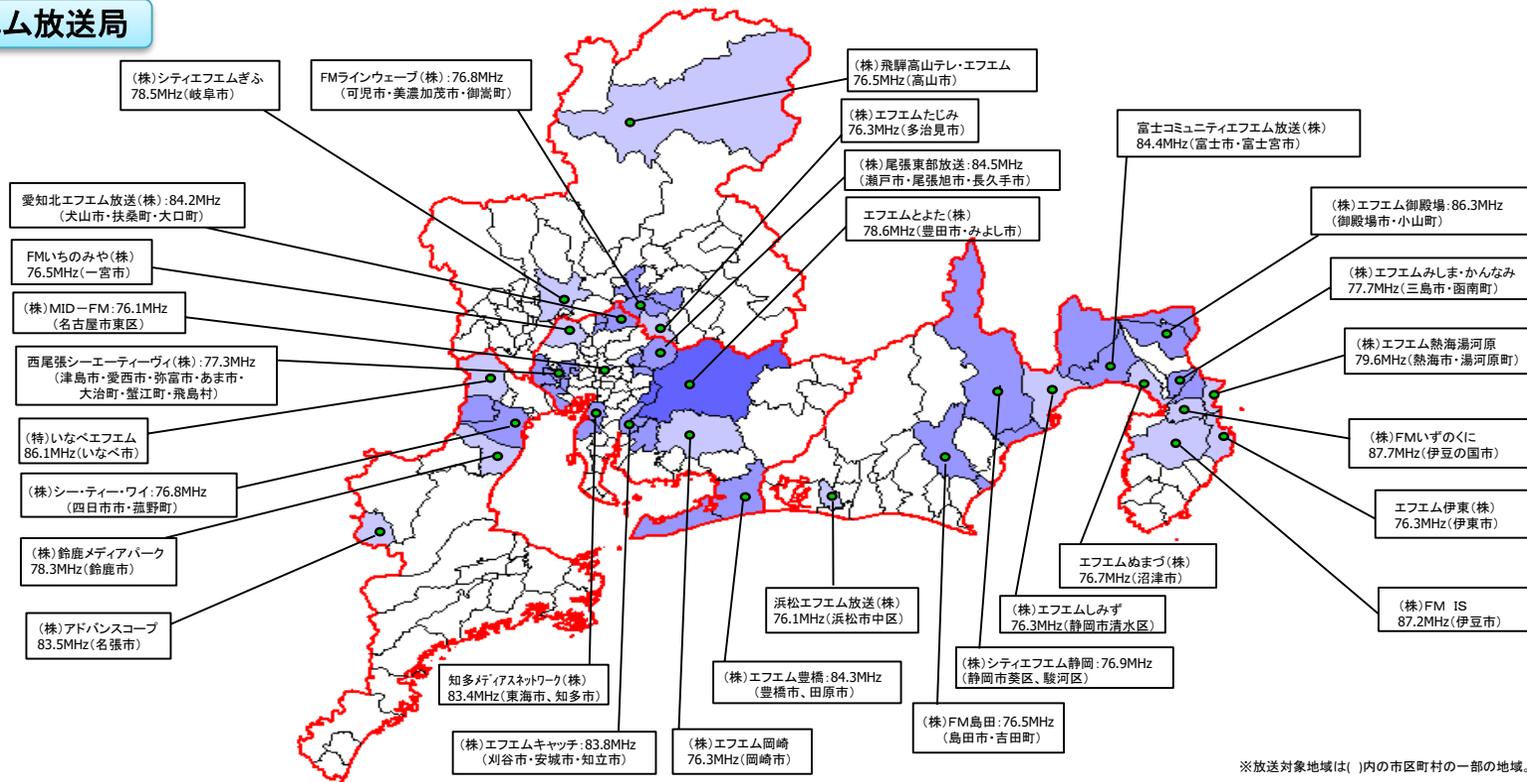
臨時災害放送局の開設等にあたってのJCBA東海地区協議会との協力体制

◆協定締結により、東海総合通信局と一般社団法人日本コミュニティ放送協会東海地区協議会（東海4県の全30事業者が加盟）が協力し、市町村等に対して臨時災害放送局の開設に必要な機材や人員などの相互支援を行う体制を構築。

支援体制



コミュニティエフエム放送局



※放送対象地域は()内の市区町村の一部の地域。